

# 人権協会 ニュース

2023年7月 第71号  
発行：摂津市人権協会  
事務局：摂津市人権女性政策課  
06-6383-1324



ホームページをご覧ください

## 2023年度定例総会

2023年度定例総会が2023年5月9日に開催されました。2022年度の事業・決算・監査報告と2023・2024年度役員案及び2023年度の事業計画案・予算案のすべての議案について可決、承認されました。

新型コロナウイルスも英知を集めて共生という言葉で乗り越えつつあります。摂津市人権協会も一丸となつて、様々な人権問題の解決に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

## 2023年度主な事業予定

- 会議  
定例総会・役員会・常任委員会・校区推進委員連絡会・推進団体代表者会議
- ヒューマンセミナー  
11月16日(木)・2月15日(木)
- フィールドワーク  
10月19日(木)
- 人権教育啓発作品展  
12月2日(土)～8日(金)
- 各校区活動  
人権バスツアー・街頭啓発等

○人権なんでも相談

様々な人権問題に関する相談

○広報活動

年3回発行の「人権協会ニュース」

○啓発資料・教材の貸出し

様々な人権問題についてのDVD・ビデオを貸出します。

2023年・2024年度

## 人権協会役員

会長	村上 弘二
副会長	山下 弘子
副会長	松嶋 桂子
副会長	西久保 利枝
監事	中田 孝倫
監事	林 孝夫
事務局長	浅岡 正幸

## 会長あいさつ

このたび、摂津市人権協会会長に再任いただきました、村上弘二でございます。

日ごろは、摂津市人権協会の活動にご理解いただき、また、あらゆる場面で

ご支援をいただいております。皆様に深く感謝を申し上げます。

さて、世界中で、戦争や紛争が勃発し、いつものごとく、弱い立場に置かれた人々が、いっそう苦しみの渦に陥っています。

尊い命を人の手で奪っている行いは、如何なる言い訳もむなしく聞こえます。日本から世界平和を積極的に発信し続けることが望まれます。

人が人に対してむごいことができる根本には差別が存在すると言われています。人の尊厳と平等が大切にされ、すべての人が、誰であろうと、一人ひとりの存在が尊いと思えたその時に「平和と人権」が大切にされる世界が実現するのではないかと考えます。

皆さんと一緒に「敬い手を携えて」を大切にして、摂津市の人権啓発に邁進してゆきますので、よろしくお願いたします。



## 地域密着テーマ

2022年度の地域密着テーマは「同和問題」「感染症と差別」でした。常任委員会等で、日本初の人権宣言と言われる、「水平社宣言」を一字一句学び、水平社の目指した「全ての人が平等で尊厳を大切に社会」を学習しました。

ヒューマンセミナーでは、「水平社宣言」で有名な西光万吉さんの弟の孫で西光寺 住職の清原隆宣さんをお招きし「人の世に熱と光を！〜水平社創立100周年〜」と題して、お話をしていたいただきました。人の命は奇跡の結晶の様なもの、そんな命を差別で失うことがあってはならないと教えていただきました。しかし、まだまだ「だけど、周囲の人がね」「理解するけど・・・」と言った声が聞こえる現実があります。

2023年度の地域密着の主な活動テーマは、2022年度に引き続き「同和問題」と「感染症と差別」に加えて「平和と人権」を取り上げ、誰もが住みやすい地域社会を目指し啓発を進めてまいります。

また、事務局では、「同和問題」をはじめ様々な人権問題に関する啓発教材（DVD）を所収しておりますので、職場や団体の研修会などぜひ活用ください。

主なDVD（同和問題）

- ・「ネット差別を許すな」
- ・市川雷蔵さん主演の「破戒」

## 記念講演会

総会終了後、講師として一般社団法人 部落解放・人権研究所 名誉理事 友永健三さんをお迎えして「今、改めて人権について考える〜世界人権宣言75周年を迎えて〜」をテーマに、ご講演いただきました。



「人権とは、一人ひとりの人間の尊厳を尊重し、人間らしい生活を営んでいくことを保証するために、全ての国家や企業はもとより社会が承認しなければならぬ権利である」から始まった熱い講演は「今日、命があるのは宇宙誕生から137億年の歴史があり、尊いものである」と命の尊さ、人間の尊厳について、また「人間が他の生物と違うところは、理性があり、創造する力があり、相手の気持ちを理解できることである」など人間が持つ能力の素晴らしさ、そして人権の歴史、世界人権宣言に至るまでの経緯などについてお話しいただきました。

「人権」の概念は、フランス人権宣言（1789年）が始まりと言われており、日本の人権の始まりは水平社宣言（1922年）、そしてフランス人権宣言以降、差別撤廃と人

権確立を求めてきた人類の努力の集大成が世界人権宣言（1948年採択）であり、世界人権宣言は今日まで全世界に大きな影響を与え続けてきています。

講演の最後に、「人間が人間を殺すのは差別があるから、人権を認めていないからであり、差別をなくして、人権を認め合うことが平和につながるものだ」と語られたのが印象的でした。

【参加者の声】（抜粋）

○歴史的な観点から人権の問題を深く掘り下げる事ができた。「人権」ということの深さ、言葉の意味をこれからもずっと考えていきたい。

○人権を考えるにあたって、無関心が一番いけないと感じた。

○権利だけが尊重されても義務が果たされないと差別はなくならないと思います。

○人権を守り、差別をなくすことが平和につながることを学びました。

○人権について考える良い機会だったと思います。

子どもたちのためにも考えつづける必要があると感じます。



## 人権に関するお話

### 『ハンセン病ってなに?』

「らい菌」によって主に皮膚と末梢神経が侵される感染症で、かつては「らい病」と呼ばれていました。今では、病名からくる差別と偏見や悪いイメージを解消するために「らい菌」を発見したノルウエーの医師ハンセン氏の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれています。現在、ハンセン病は治療法が確立されており完治する病気です。

○ハンセン病はなぜ差別を受けたのか?

治療ができるまでは「不治の病」であると考えられており、病気が進行すると顔や手足に変形が起ることや、家族内に病気が現れることがあり「遺伝病」と誤解されています。そして、政府がつくった法律で患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を大がかりに消毒したりしたため、「強い感染力をもったとても怖い病気」という誤った認識を人々に植えつけました。

そのためハンセン病患者だけでなく、患者の家族への偏見や差別も高まり、近所付き合いからも疎外され、結婚や就職を阻まれる等の差別を受けました。

○「無らい県運動」

無らい県運動とは、ハンセン病患者が自分

たちの住んでいる地域に一人もいないことをめざして、官民一体となってハンセン病患者を見つけ出して強制的に療養所に送り込む運動で、政策によって引き起こされた差別です。

○ハンセン病療養所での差別

- ・療養所所長に裁判を行わず患者を懲罰できる権限が与えられ、逃亡したり職員に逆らったりすると監禁室に収容されました。
- ・療養所内での結婚を条件として断種や人工中絶が行われました。
- ・療養所から退所も外出も許されず、療養所内のあらゆる仕事を患者作業としてさせていました。
- ・家族への偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗っていました。

○らい予防法違憲国家賠償請求訴訟

「らい予防法」は1996年によつて

廃止されました。1998年には熊本地裁に 国のハンセン病政策による人権侵害の事実認定と謝罪及び補償を求めた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。熊本地裁の判決に対し、国は控訴を断念。内閣総理大臣の談話を発表しハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。

しかし、残念ながらその後も熊本県で元患者に対する宿泊拒否事件が起きた際、被害者である元患者に対する誹謗中傷が行われる事

態になり、依然として差別や偏見が残っていることが明らかになりました。

○療養所を出られても家族の元へ帰れない患者たち

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、社会復帰した人もいますが、けっして多い数ではありません。家族に迷惑が及ぶことを心配して本名や戸籍をすてた人もおられ、療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓に入らず、各療養所内の納骨堂に納められています。

・親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない。

・実名を名乗ることができない。

・結婚しても子どもを生むことが許されない。

・一生療養所から出て暮らすことができない。

・死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない。

○ハンセン病問題から学ぶべきこと

二度と同じ過ちを繰り返さないために私たちはどうすればいいのでしょうか?

ハンセン病に偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのは特別な人たちでしょうか。ハンセン病に限らず、真実を知らないがゆえに偏った見方をして、意図せず人を傷つけてしまうことは珍しいことではないでしょう。そうした偏見や差別がない社会を実現するにはどうすればいいのか、一緒に考えてみませんか。

## 校区活動報告

人権協会では、地域での活動を効果的に進めていくため各中学校区に校区推進委員会を設置し、地域に密着した啓発活動を推進しています。

今年度行われた各校区での取組みおよび今後の予定をお知らせします。

### ◎二中学校区

6月25日(日)の午後、新鳥飼公民館において「人権あったかコンサート」を公民館と共催で開催されました。



第一部では、校区推進委員会委員長自らがギターの弾き語りを行い、歌の合間にその曲にまつわるエピソードやそこから見えてくる人間関係などについて、人権の視点から丁寧な話をされました。



第二部では、「フルートアンサンブル・プレジール」さんをお迎えして、クラシック音楽を中心に演奏いただきました。参加者は、やさしい音色に耳を傾け、心穏やかに

に命の尊さや平和の大切さについて改めて考える機会となりました。

### ◎五中学校区

来る7月22日(土)に鳥飼東公民館において「人権ちょっとくつろぎコンサート」を開催される予定です。

地域の皆さん、ぜひご参加ください。

※その他の校区においても、地域ならではの創意工夫をもって研修会やバスツアーなどを企画し、啓発活動を進められる予定です。校区のみなさん、ぜひともご参加ください。

### ◎全校区

人権協会では摂津市人権教育研究会とともに、毎年12月の人権週間に合わせて「人権教育啓発作品展」を実施しています。市内の小中学校をはじめ、関係機関や企業の方々から人権をテーマに作成した作品をコミュニケーションラザで展示し、その後、各校区で展示会を開催しています。

昨年度の作品を収録した作品集を配布していますので、ご入用の方は事務局までご連絡ください。



## 人権なんでも相談(電話・面接)

☎ 06 - 6383 - 1011

◆日時 毎週月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前10時～午後4時

◆場所 摂津市役所4階 人権女性政策課

摂津市人権協会では、あなたの相談を丁寧にお聞きし一緒に考えさせていただきます。あなた自身もしくは周りの人が困っていることがありましたら、気軽に相談ください。

## 摂津市人権協会 一ご入会案内

摂津市人権協会は、人間尊重のまちづくりをめざし、摂津市とともに地域に根ざした活動している団体です。各中学校区の皆さんが、自由な発想のもとに人権意識を高めるための講演会・研修会等を開催し活動しています。地域での人権の輪を広げる活動と一緒に参加してみませんか。ご入会を希望される方は、摂津市人権協会事務局までご連絡をお願いします。

※入会金不要

摂津市人権協会事務局

(摂津市役所 人権女性政策課内)

☎ 06 - 6383 - 1324